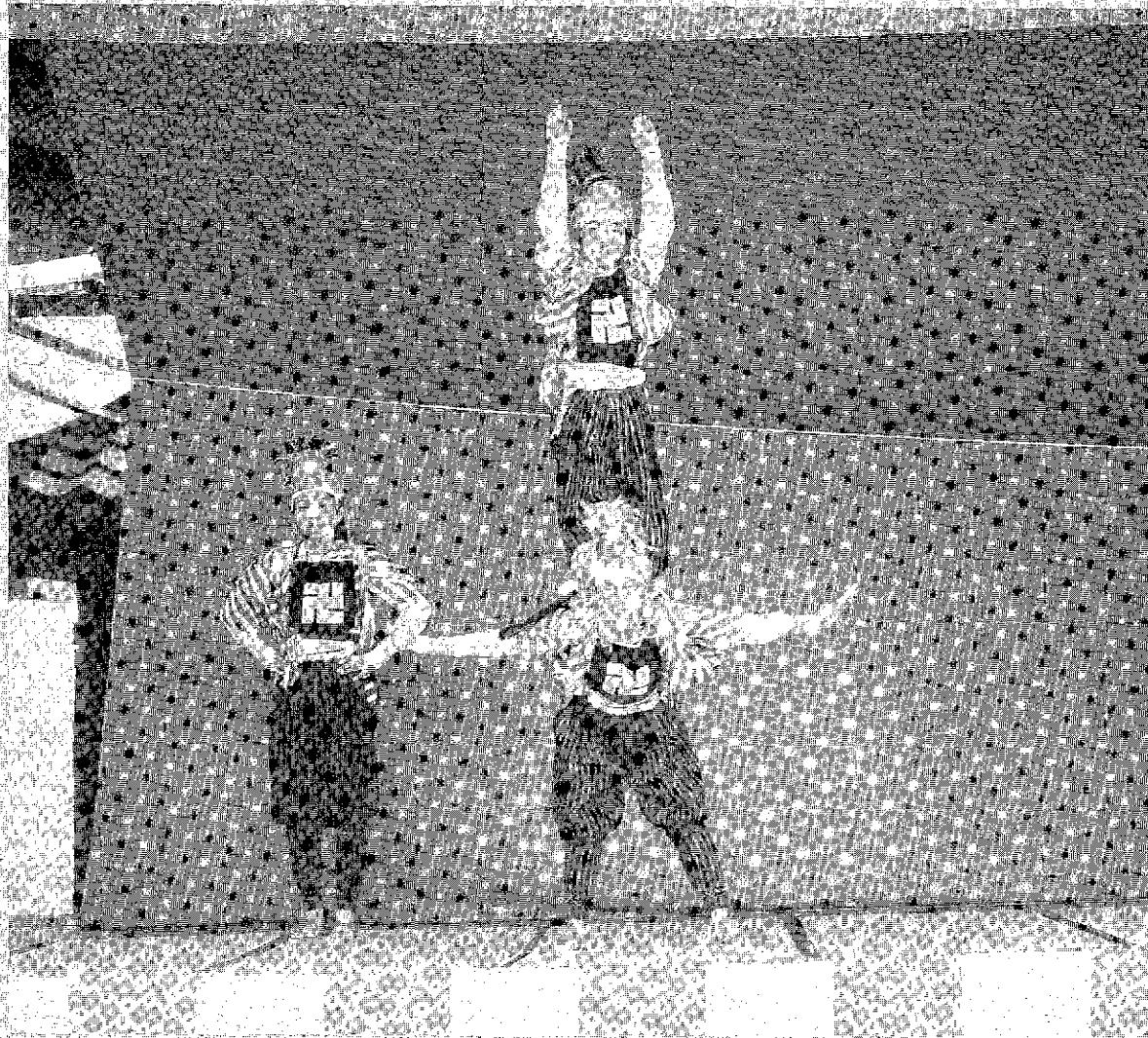


新  
潟  
県

# 公民館月報 4

平成10年4月号 通巻第542号



表紙 角兵衛地蔵尊祭  
(月潟村公民館)

特集 地方分権推進委員会勧告に  
盛り込まれた事項に関する論点整理

視 点 子どもと遊び

ひろば 文化は伝わる

実践記録 両洋市民大学講座「北一輝」

サークル交流 墨筆会(三条市)

ザ・スクリーン(津南町)

素顔拝見 酒井裕子さん(柄尾市公民館)

相田祐香さん(田上町公民館)

## 第49回 新潟県公民館大会開催要項(案)

大会主題 現代社会における公民館活動の在り方を考える  
—住民参加の地域活動を支える公民館活動を求めて—

### 1. 趣旨

私たちを取り巻く地域社会は今、情報化、国際化、少子化、高齢化への対応、環境問題、さらには地方分権という新たな行政課題を抱えている。また一方、都市化、核家族化等の社会の変化の中で、コミュニケーションの連帯意識の希薄化に対する危機感が高まってきている。

現代のこのような社会における地域の活性化を図るには、住民一人ひとりが地域の問題を自分のものとして受け止め、住民自らが主体的に行動していくなければその糸口は見つからない。こうした課題を解決するために生涯学習の推進と、この役割を中心となって担う公民館の使命が極めて重要である。本大会においては、このような現代社会における公民館活動の在り方を追求する。

### 2. 主 催 新潟県公民館連合会

### 3. 共 催(申請予定) 新潟県教育委員会

新潟県公民館振興市町村長連盟  
青海町・青海町教育委員会

### 4. 主 管 青海町・上越公民館連絡協議会

### 5. 後 援 略

### 6. 日 時 平成10年7月16日(木) 午前10時 開会

### 7. 会 場 500人

青海町総合文化会館 「きらら青海」  
〒949-0305 西頃城郡青海町大字青海4657-3  
電話0255-62-2223 FAX0255-61-7010

### 8. 参加者

市町村長、同議會議長、同議會議員、同教育委員、同社会教育委員、同公民館連絡協議会委員、同公民館館長、主事、職員、社会教育主事、社会教育指導員、学校教職員、社会教育関係団体役員、一般市民

### 9. 日 程

	9:30	10:00	10:20	12:10	13:10	14:40	15:00
受付	開会式	実践発表・助言まとめ	昼食	石の自然史博物館見学(金場併設)	記念講演	閉会式	解散

### 10. 実践発表 テーマ「地域づくりと公民館」

### 11. 記念講演 演題 「未定」

講師 日本哺乳類学会会員 野紫木洋様

### 12. 参加費 2,000円(資料代等)

### 13. 申込み 別に定める申込書により市町村毎に取りまとめの上、6月22日(火)までに大会事務局まで申し込む。詳細は、要項の市町村発送までに決定。

### 14. 大会事務局 〒943-0838 上越市大手町5-40上越市立公民館内 第49回新潟県公民館大会実行委員会事務局 電話0255-24-3106 FAX0255-25-3170

# 第49回県公民館大会開催要項案できる

## 地域活動をテーマに

### 「地域づくり関係者の参加歓迎」

開催期日が例年より十日間余り繰り上がった関係で、当連合会月報2月号でその大会概要を予告掲載したが、今回はその開催要項案ができ上がったので、ここに紹介したい。

大会会場は、写真で見るよう、完成二年を経過したばかり

の豪華な青海町総合文化会館「きららホール」に於いて開催される。

大会内容は、今後公民館が生き残る道の手立ての一つである「地域づくりと公民館」をテーマに掲げ、それと関連して三市町村から実践事例の発表をして

いたぐこととしている。  
なお、昼のアトラクションを止め、代りに同館関連施設設である青海町自然史博物館を開き、参観していただくことにしている。

開催地が糸西地区で、多少の遠距離はあるが、現地実行委員会では、地域づくり関係者等も含めて、多数参加されるよう、切に望んでいる。

B3版 62ページ  
各5,00円(送料実費)  
B5版 62ページ  
5,00円(送料実費)

B5版 44ページ  
5,00円(送料実費)

きららホール

△客席より舞台

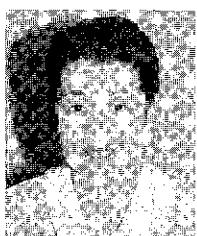
## ◇新任公民館職員におすすめするハンドブック 公民館経営の手引 第1集・第2集 公民館運営審議会委員の手引 社会教育学級等における

## 学習計画立案の手順と方法

横浜国立大学教授 吉川 弘著

公民館月報(個人講読大歓迎) 定価1部150円 〒共・年極 1,800円

申込先 〒951-8053 新潟市川端町2-9 県林業会館内 県公民館連合会事務局 ☎・FAX025-224-6073



# 視点

「雪とけ  
て村いっぱ  
いの子ども  
かな」一茶  
の句だと思います  
が、天真爛漫でむれていた頃を懐かしく思います。遊びは自由にふるまう子ども集団の中で役割があり、期待され、それが実れば自信がつく。この自主的な子ども達れ希望や夢を持ちタ方暗くなる迄遊び回つたり合う社会性も身についたのではないでしょ  
うか。近年は時代と共に子ども達の生活スタイルも変り、遊びや労働が縮小し、学習がとても肥大化してしまい、

## 子どもと遊び

長谷川直子

も集団、子ども文化の

集団が身近に溢れていました。遊びは身体機能の発達が促進され、いろいろな直接体験から創造力が刺激され、新しい表現や創造性が

大勢で遊ぶむれ社会から孤立化した社会で遊ぶようになり、戸外遊びから室内の静かな遊びへと入ってしまいま

した。本当は多くの仲間と遊びたい要求をそ

見えるようで大好きな句です。お山の大将が遊んでいる様子が目に

遊びを教え、子分を可

愛がる。子分は大将に

育て輪を広げ地域の密着性を図り、子どもを巻き込んだ地域活動をすることでしょう。

のことが話題になつて、運営委員会を持つと決まって誤植の反省会を行つたところ

のである。最近それが少なくなつた。委員が三人になつたこともあり、筆者にも校正してもう機会を作つたからである。

船の各市町村でも、文芸誌の發行が盛んになつてゐる。それが互いに交換され、向上が図られ

である。良い文化は広く伝わる

し、長く続くものと思う。

青少年によるナイフ等を使用した事件に関する文部大臣緊急アピール

### 一文部大臣緊急アピール!!

【保護者、学校関係者、そして全ての大人たちへ】

平成10年3月10日

文部大臣 町村信孝

私は、子どもたちに対し、人を傷つけること、まして命を奪うことは絶対に許されないこと、ナイフを持ち歩くのをやめることを、強く訴えた。

そこで、保護者の方々に訴えたい。

自分の子どもの行動に十分責任を持ってほしい。

凶器を持ち歩くような危険な行為をしないよう、家庭で断固とした指導をしてほしい。学校関係者にも訴えたい。

命の大切さを繰り返し繰り返し子どもたちに教えてほしい。また、学校の安全性に対する社会の信頼が揺らぐことのないよう、学校は全力を尽くしてほしい。

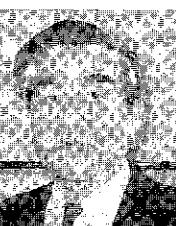
そして、全ての大人たちへ。

未来に向かつて生きていく子どもたちを、皆で声をかけあって、育ててゆこうではないか。

(文部省生涯学習局長～県教育委員会・生涯学習推進課～社会教育関係団体)

県公民館連合会

文化は伝わる  
新発田市公民館運営審議会委員 茂呂光夫



年一卷

発刊で、

昨年で二十三巻になつた

文芸

一文芸

ばた

は、新発田市公民館

の発行である。運営委員の一人としてお手伝いをしてきた者として感想を述べた

みた。

運営委員の仕事の主なものは原稿校正と校正刷りの校正である。原稿校正は一人で二回やり校正刷りの校正は一人で三回それを三人の運営委員がやるので合計十五回は実施している。随筆・小説部門は分量が多く仕事をそれなりに合計十五回は実施している。随筆・小説部門は分量が多く仕事をそれなりにハートになる。以前は、それを二人の委員でやっていた。発行されて、随筆・小説部門の反省会を持つと決まって誤植のことが話題になつて、運営委員として猛反省をさせられたものである。最近それが少なくなつた。委員が三人になつたこともあり、筆者にも校正してもう機会を作つたからである。

近年、豊栄、北蒲、村上、岩船の各市町村でも、文芸誌の発行が盛んになつてゐる。それが互いに交換され、向上が図られ

である。良い文化は広く伝わる

し、長く続くものと思う。

# 盛り込まれた

(第9回公民館全国セミナーより)

## ◇論点整理を掲載するに当たって

2月初旬開催された関プロ理事会の折、公民館を取り巻く状況が刻一刻厳しくなって来ているのに、肝心の公民館関係者が正対して受け止めようとしているのではないか、との疑問が出された。

もちら論地方分権推進委勧告に関してもそうではないか、との声あり。

そこで今回、全国セミナー参加者の復命資料の中からその一端を掲載・紹介するので、正対して精読の上、今後の対応について真剣に考えていただきたい。

## ◇必置規制の廃止

### (1) 公民館運営審議会(社会教育法)

公民館の運営に対し地域住民の意見を反映させる手法は、地方公共団体の自主的判断に委ねることとし、必置規制については、廃止の方向で見直すものとする。

#### ☆規定の趣旨

公民館には館長の諮問機関として、公民館運営審議会を置くことが義務づけられている(社会教育法29条1項)。公民館運営審議会は、住民自治の理念に基づき、公民館の運営に対して地域住民の意見や要望を反映するための制度である。公民館の委員の構成、委嘱の方法等についても法律で規定されている(同30条)。

#### ☆論点整理

- 公民館運営審議会の必置規制を廃止する方向での見直しについては、地方公共団体の自主的な判断を尊重する観点から、勧告の方向で必置規制を廃止すべき。
- 公民館運営審議会が形骸化している場合がある。公民館

の運営において重要なことは、地域住民の意見や要望を的確に反映させることであり、必ずしも公民館運営審議会を置く必要はない。地域の実情にあつた民意の反映方法を確立すべきではないか。

- 公民館運営審議会については、一定の歴史的な役割、使命を終えたということではなく、むしろますます必要性が増している。特に市町村段階では、一定のレベルの教育を保障していくためには、必置規制を残すべきではないか。

任意設置すると、結果的に公民館運営審議会が設置されなくなり、地域住民の声が反映されなくなる可能性が高いのではないか。

- 公民館運営審議会の必置規制を存置するとしても、公民館運営審議会委員の構成、任命手続き等についての規制は、緩和することが考えられるのではないか。

#### ☆対応の基本的方向と課題

公民館運営審議会でなければ地域住民の意見、要望を反映できないということではなく、また、社会教育法により公民館運営審議会の委員構成等も定められておりなど、地域の実情にあつた運営が困難になる可能性

もある。このため、地方公共団体の自主的な判断の下に、公民館運営審議会を設置することができる」ととどめ、公

民館の運営に当たっては、地域住民の意見、要望を反映することは重要であるので、公民館運営審議会に替わる民意の反映方

法には、どのような方法が適切であるのか等について検討が必要。

- 見聴取が形骸化している場合がある。特に地方自治体は、自治体の人事と整合性をとることが必要であり、公民館運営審議会からの事前の意見聴取を義務付けた規定が支障となる可能性がある。

- 公民館の運営に住民の意見や要望を反映することが重要であるが、館長人事についてまで公民館運営審議会から意見を聴取する必要はないのではないか。公民館運営審議会からの意見聴取は、民意を反映する精神については生かしながら、一律に法律で義務付けることは廃止すべきではないか。

### (2) 公民館の館長、主事

#### (社会教育法)

法28条2項に規定する、公民館の館長の任命に当たっての公民館運営審議会からの意見聴取については、地方公共団体の自主的判断に委ねる方向で見直すものとする。

#### ☆規定の趣旨

市町村教育委員会が館長を任命するに際しては、あらかじめ公民館運営審議会の意見を聞く

ことが義務づけられている(社会教育法28条2項)。これは、公民館運営に責任を持つ館長の任命に際しては、住民自治の観点から、地域住民の意見を聞くことが必要との観点から規定されている。

#### ☆論点整理

- 公民館の館長に、全く地域

- 公民館の館長任命に際しての公民館運営審議会からの意見聴取義務を見直すことにつけては、地方公共団体の自主的判断を尊重する観点から、見聴取は、住民自治の理念に基づき館長候補者として適任か否かを判断するために行うものであり、公民館の運営のために必要な制度であり、存続すべきではないか。

- 公民館運営審議会からの意見聴取は、地域住民の意見を反映するためには、地域住民の意見を聞くこと

## ◇審議の経緯・動向

平成7年7月 地方分権推進委員会発足  
 8年3月29日 中間報告(勧告に向けての分権委の基本的考え方を提示)  
 8年12月20日 第1次勧告(機関委任事務の廃止、個別分野の権限移譲等)  
 9年7月8日 第2次勧告(必置規制、補助金・税財源、地方行政体制の整備等)  
 9年9月2日 第3次勧告(沖縄関係、地方事務官等)  
 9年10月9日 第4次勧告(団体委任事務、第三者機関等)  
 10年通常国会終了までに地方分権推進計画を策定  
 平成12年7月 地方分権推進委員会存置期限

## 特集

地方分権推進委員会勧告に  
事項に関する論点整理

になじまない、社会教育を知らない人を任命することがある。このような場合、館長になつても1年も経たずにうまくいかず辞めてしまうことがあります。このようなことが起こらないようするためにも、公民館運営審議会による意見聴取義務を残しておくべきではないか。

## ☆対応の基本的方向と課題

公民館運営審議会自体の必置規制を廃止の方向で見直すことから、公民館運営審議会からの意見聴取を義務付けた規定を存続することは適切ではなく、本規定についても廃止の方向で見直すこととする。その際、適切な館長任命のために何らかの措置を講ずる必要があるのかどうか等について検討が必要。

（公民館の設置および運営に関する基準）における公民館の館長、主事の専任規制(告示)についても廃止の方向で見直し、本来義務に支障のない範囲内で他の業務に従事することができるものとする。

## ☆規定の趣旨

専任規制の規定は、公民館の事業を効率的に展開させるため

には、専任の館長、主事を置き、公民館の規模、活動状況に応じて主事の数を増加することが望ましいとの考え方より定められたもの。本規定は、努力義務を示したものであり、自治体がそれぞの実情に応じた配置を行っている。

## ☆論点整理

○ 公民館長の専任規定の廃止は、地方公共団体の自立的な判断を尊重する観点から、勧告の方向で見直すべき。

○ 公民館に係る法令の規定については、全国的に一定水準を維持するため必要な設置目的、機能等最小限の事項に限定し、それ以外については、望ましい基準として別途示すべきではない。

○ 専任規制をはずすことにより、優秀な人材の活用が可能となる場合があるのでない。また、他の社会教育関連施設、福祉施設等の館長を併任することにより、施設間の連携が促進される面もあるのではないか。

○ 公民館で行われる各種事業に対しても、館長や主事に協力を依頼しても、公民館の館長を理由に断られる場合があることを理由に断られる場合がある。こうした面からも専任規定があること

定を廃止することが望ましいのではないか。

## ☆対応の基本的方向と課題

公民館の設置運営に関する「基準」については、地方公共団体の自主的判断を尊重する観点で、必ずしも館長、主事を選任とする必要はない。また、専任としないことにより、施設間の連携が進むことや多様な人材の登用が可能となるなど

には、専任規定は廃止することとする。

「公民館の設置運営に関する基準」については、地方公共団体の自主的判断を尊重する観点で、必ずしも館長、主事を選任とする必要はない。また、専任としないことにより、施設間の連携が進むことや多様な人材の登用が可能となるなど

必要があるのかなどについて検討が必要。

## 公民館等社会教育施設の民間委託を一生涯学習審議会

## 中間まとめより

公民館等の社会教育施設の管理について文部省の諮問機関「生涯学習審議会」(吉川弘之会長)は、3月23日自治体の判断で民間委託も可能にすべきだ、との方向を打ち出している。

同日公表された「今後の社会

教育行政のあり方」に関する審議の中間まとめでは、現在、社会教育施設の管理は地方自治法で自治体や公益法人が行うとして、実情に応じて任意に設置できるようすることを提言している。

このほか、地域の勤労青年に市町村が学習の場を与える、「青年学級制度」の廃止も打ち出している。

これら青年学級は、戦後の社会サービスの向上や地域の実態に合せた運営を可能にするため、民間業者への委託にも道を開く方向で検討を進めるべきだ、と

また、公民館運営に住民意志を反映させるため、設置が義務づけられている「公民館運営審議会」の委員は、選出枠が細かく規定され、十分機能していない、として、実情に応じて任意に設置できるようすることを提言している。

このほか、地域の勤労青年に市町村が学習の場を与える、「青年学級制度」の廃止も打ち出している。

これら青年学級は、戦後の社会

会状況を背景に制度化され、ピークの昭和30年には、全国で一万七千余の学級が開設されたが、現在は北海道砂川市、本県の十日町市等10学級程度にとどまっている。

# 実践記録シリーズ(23)

## 両津市民大学講座 「北一輝」

両津市教育委員会社会教育課

### 一、はじめに

成人を対象として社会情勢の変化に対処し、生涯にわたる学習の継続と豊かな自己形成を図ることを目指す市民大学講座は昭和61年に開講して以来、既に12年を数えるに至った。

過去の講座内容としては、両津市や佐渡の歴史・伝統に重点を置き、それらを年間十回程度

の講座に組み、その都度講師を招請し実施してきた。

昨年は、「今日の地域社会の変貌の中でもそれぞれの地域での生

活を豊かにしていく地域の活性化」という視点に立つ考え方があつたし、更に今年は、昨年までの視点に立脚しながらも、市民のより高度化するニーズに応えることのできる講座内容をと

いう点に絞り、企画を進めってきた。

そうした中で今年は講座

生の希望を重視し、年間を通したテーマを設定、講師もそのテーマに沿って各界から代表的な方々を講師に選定させていただいた。

こうして平成9年度の市民大学講座は「北一輝を育てた時代と風土」をテーマにとり、明治時代の思想家・革命家北一輝の生涯にスポットを当てながら佐渡の大な学習計画が立てられた。

の近代史、更には日本の近

代思想の流れまでに及ぶ壮

大な学習計画が立てられた。

の選定については、歴史文化に

よらず今日的課題や地域課題等、例えは「観光、地域保全」等も取り上げてほしいという意欲的な声も多数寄せられた。

講座生の募集については両津市民が中心であるが、市外島民からも受講の希望があり、その参加も受け入れている。講座は月1回の実施とし、夜の七時から九時までの約二時間で行い、講師の講義と講座生の質問や意見交換で構成されており、話合が当たっている。講座生の年齢は30歳代から上は80歳代までで、その中心は40から50歳代となつておらず、そのうち女性の講座生はその約半数を占め、40から70歳代と幅は広い。また市民参加はない。

(派遣社会教育主事 上條達也)

教授木村時夫先生にお願いし、5月24日、佐渡島開拓総合センターで盛大に行われた。「昭和史の中の北一輝」のテーマで一輝の人生の転機に関わる事件を中心とし、講義は進められ、その処刑を悔やむ内容で、センターライブ会室の約百四十名の聴講者はすっかり魅了された。

以後2月までに9回の講座が持たれたが、その間、北一輝の生涯を学ぶことを通じて、明治から昭和に至る時代の流れや佐渡の近代史について様々な視点からの学習が進められてきた。

講座後の講座生のアンケートから見ると「先人の偉大さを感じた」「どの講師も大変良かつた」「一つのテーマで様々な先生のお話が聞けて良かった」「佐渡は政争の激しい所であったことを初めて知った」等の喜びの声の他に、「核心に迫るものが多く、少し期待外れ」「テーマが一部講師により重複していた」等の意見もあった。また講座内容

の選定については、歴史文化に

よらず今日的課題や地域課題等、例えは「観光、地域保全」等も取り上げてほしいという意欲的な声も多数寄せられた。

講座生の募集については両津市民が中心であるが、市外島民からも受講の希望があり、その参加も受け入れている。講座は月1回の実施とし、夜の七時から九時までの約二時間で行い、講師の講義と講座生の質問や意見交換で構成されており、話合が当たっている。講座生の年齢は30歳代から上は80歳代までで、その中心は40から50歳代となつておらず、そのうち女性の講座生はその約半数を占め、40から70歳代と幅は広い。また市民参加はない。

(派遣社会教育主事 上條達也)

### 二、今年度の取組み

今年度は「北一輝を育てた時代と風土」と題して、これを年度の中心テーマとし、年間を通して郷土の思想家北一輝に関わることで学習を進めていくことになった。

初回の講座は早稲田大学名譽教授木村時夫先生にお願いし、5月24日、佐渡島開拓総合センターで盛大に行われた。「昭和史の中の北一輝」のテーマで一輝の人生の転機に関わる事件を中心とし、講義は進められ、その処刑を悔やむ内容で、センターライブ会室の約百四十名の聴講者はすっかり魅了された。

以後2月までに9回の講座が持たれたが、その間、北一輝の生涯を学ぶことを通じて、明治から昭和に至る時代の流れや佐渡の近代史について様々な視点からの学習が進められてきた。

講座後の講座生のアンケートから見ると「先人の偉大さを感じた」「どの講師も大変良かつた」「一つのテーマで様々な先生のお話が聞けて良かった」「佐渡は政争の激しい所であったことを初めて知った」等の喜びの声の他に、「核心に迫るものが多く、少し期待外れ」「テーマが一部講師により重複していた」等の意見もあった。また講座内容

の選定については、歴史文化に

よらず今日的課題や地域課題等、例えは「観光、地域保全」等も取り上げてほしいという意欲的な声も多数寄せられた。

講座生の募集については両津市民が中心であるが、市外島民からも受講の希望があり、その参加も受け入れている。講座は月1回の実施とし、夜の七時から九時までの約二時間で行い、講師の講義と講座生の質問や意見交換で構成されており、話合が当たっている。講座生の年齢は30歳代から上は80歳代までで、その中心は40から50歳代となつておらず、そのうち女性の講座生はその約半数を占め、40から70歳代と幅は広い。また市民参加はない。

(派遣社会教育主事 上條達也)

### ◎ 学習計画

No.	実施内容	講師名
①	「昭和史のなかの北一輝」	木村時夫教授
②	「明治の佐渡人が見た日本」	田中圭一先生
③	「佐渡・日本・アジア」	大濱徹也教授
④	「日本精神史への旅—佐渡編」	松本健一教授
⑤	「北一輝、玲吉兄弟について」	稻辺小二郎先生
⑥	「佐渡の自由民権運動」	石瀬佳弘先生
⑦	「明治時代の佐渡」	本間洵一先生
⑧	「北一輝の文学の周辺」	山本修巳先生
⑨	「日本改造法案大綱と靈告日記の謎に迫る」	加藤繁先生
⑩	「私の北一輝論」	田中圭一先生

・受講生申込み人数 163人・延べ受講人数 764人

# サノナル交流

友達をもとめて

## 三条市墨笙会

孫も手元を離れ、ふと心に空しさを感じ、同じ思いを抱く新しい友達がほしいと思い、今から十二年前、巻南公民館で新しく水墨画講座が始まり、入講し先生の御指導を受けました。

昭和六十一年、「教養講座水墨画教室」として始まり、教室で間勉強し、三年目から希望者で墨笙会を発足させました。月に二回先生から御指導を戴き、もう一回は仲間同士の合評会を行っています。

春秋には公民館の計らいで、バスで写生会に行きます。戸外での活動は、とても勉強になり親睦を深めます。



墨笙会の作品展、公民館の納涼水墨展、文化祭、市展、県展に出品され、好成績をあげています。

絵が私の人生を楽しくしてくれる今日この頃です。

(墨笙会 小林 芳子 記)

こんにちは

「ザ・スクリーン」です

## 津南映画友の会

「ザ・スクリーン」

この会は、昭和六十一年に誕生しました。きっかけは、公民館の婦人活動研修会で十六ミリ映写機の操作認定を取得したお

母さん達からの「操作を忘れない」という声でした。

活動の様子ですが、月一回の定例会があり、祝観賞ライブラリーから借りた映画を練習



板尾市公民館  
主査 酒井裕子さん  
板尾は昔から山紫水明の地として、また、美人の町として全国的に有名です。車で杜々の森にお越しの際は、見とれて事故など起こさないように気をつけください。

それでは、本題に入ります。酒井さんは、一言で表現するなら「清楚で優しい女性」です。その人柄から、公民館の利用者に大変喜ばれています。

Pを使って投影する影絵の制作にも取り組んでいます。第一作目の「アンボころりん」が平成七年度全国視聴覚教材コンクールで入賞したことは、私達の活動の大きな励みになっています。

また、平成四年からは、OH

にも取り組んでいます。第一作目の「アンボころりん」が平成七年度全国視聴覚教材コンクールで入賞したことは、私達の活動の大きな励みになっています。

メンバの希望としては、映画と影絵の出張上映を積極的にやりたいのですが、人数が少ないこともあります。なかなか実行できないのが現実です。

これからも、怠けれしないようになります。

（ザ・スクリーン 大島 由美子 記）

## 田上町公民館

主事 相田祐香さん

昨年四月より新採用職員として公民館に配属され、当館の平均年齢を下してくれました。

現在の仕事は、司書の資格を活かして本の選定・配置を考え利用増を図るとともに、毎月一回発行しています。「生涯学習だ

よ」の編集・印刷、そしてばつぱ学級(就園前の子供とその児者を対象)です。小さい子供は苦手と言いつながら、今ではすっかり「おねえちゃん」と親しまれ、三月のお別れ会で撮つた記念写真に涙していました。

## 素顔見

小さな友達は四月から保育園まで行きます。

（板尾市公民館 多田好一 記）

## 見

今年は長野で冬季オリンピックが開催されました。彼女はフィギュアスケートの、特にフランスのキャンデローロ選手の熱烈なファンで、彼に逢うため

仕事は図書室、展示室の運営のほか講座も担当しているため忙しい毎日を過ごしています。

趣味はカラオケで、特に演歌が好きなようです。「やっぱり演歌は心よ」と口を潤ませながら「華観月」を熱唱する姿には感心してしまいます。もう一つこつそり皆さんにだけお教えしますが、「景虎」の温めの爛には目がないようです。今朝も、板尾の雁木通りを、演歌を歌いながらチャリンコ通勤する酒井さんは元気一杯です。

（田上町教育委員会 塩原英子 記）

# 『ゆずり葉』No.129より 『仙台からの光』

松崎房子

この号がお手元に届く頃には、テレビで私たちの『ゆずり葉』の番組を見てくださった方もあると思います。名もない素人がテレビの話題になるというのは大変なことで、雪まつりよりも、何十年ぶりかで日本、しかもお隣り長野県で開催されるオリンピックよりも一大事でした。(後略)

## TV放映紹介

## あとがき

巻頭言「仙台からの光」のとおり、3月8日、BSN新潟放送「今きらめいて」で、ゆずり葉の活動がテレビ放映されました。私共も取材には参加したもの、どんな風に編集され、放映されるのか期待と不安、緊張の「30分」でした。

さすがプロ、活動の流れをよくつかんだ編集に感謝しています。もっともっと多くの人々に、登場して頂く場面を撮影していただければよかったです。雪の中、取材日程、時間の制限もあり残念に思っています。放送局の方々と打合せする中で、事前に了解を得たり、相手の都合のよい時間に合せて訪問するという、30分の番組にも大変な時間、配慮、労力、大勢の協力が必要であることを知りました。

ほんとは、多くの会員がそれぞれの地域で、大勢の読者の皆様と、様々なドラマを展開されていて、何時間もの物語りがあることを改めて思いました。そのほんの一部かも知れませんが、思い掛けずプロの日で「映像化」できたことは幸運でした。

取材量の約20分の1に編集されるとのこと、取材にご協力いただいた方も多かったことは誠に済まなく思っています。ビデオも何本かあります。必要でしたらご連絡ください。(桑原光江)

スリーブ

この会の存在は、いつも的確な情報提供していただけた下越教育事務所羽田野晃社教課長様からでした。お手持ちの8年度「植音」をパラリーと見せていただきたいだけ、これはぜひ入手したいとお願いしておいたところ、今回早く9年度の現物をわざわざ事務所までお届けいただいたものです。

## 一年間の航跡(平成9年度)

## 担当者ネットワーク会議

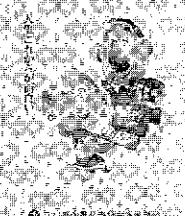
## 惠贈資料紹介

## 下越地区市町村生涯学習推進

い、と述べておられます。  
公務多忙の合い間を縫いたが  
ら、身銭を切つての講師招へい

いろんな角度から自由に意見交  
換し、持ち帰つての実践、正に  
がら更なる飛躍を期待します。

新潟県高齢者大学



三、申込期間  
○平成10年4月1日㈬から4月  
24日㈮まで(事務局必着)  
または、各市町村役場高齢者  
福祉担当窓口課まで  
四、申込み方法  
問合せ先  
○詳しくは

新潟県高齢者大学事務局  
Tel ○二五二一八五一四〇〇  
または、各市町村役場高齢者  
福祉担当窓口課まで  
あとがき

この会の存在は、いつも的確な情報提供していただけた下越教育事務所羽田野晃社教課長様からでした。お手持ちの8年度「植音」を

パラリーと見せていただきたいだけ、これはぜひ入手したいと  
お預りしておいたところ、今回

積極的に求めながら、本物の研  
修の場として互いに本音で語  
り、本音で受け止める会として

位置づけておられます。そして、  
目的を達成したと判断したら、  
いつでも中止解散してもよろし

は、平成10年度の学生を募集  
助成新潟県長寿社会振興財団で  
一、講座の種類・年限・授業数  
○教養講座 2年制 29日間  
○福祉ボランティア 1年10日間  
○ワープロ講座 1年制 10日間  
二、入学資格  
○県内に居住し、60歳以上の人  
三、受講制限  
○福祉ボランティア及びワープ  
ロ講座は、教養講座修了者を  
主に対象とする。  
○ワープロ講座の受講は、全く  
の初心者を対象とする。  
○受講機会の均等化のため一人  
一講座の受講とする。

◇地方分権委員会を先取り実  
施?それとも公費負担軽減の  
せいか月報の購読数が減少しつ  
つあります。バッサリ購読中  
止?ということではなく、せめ  
て個人購読の推奨という方向で  
努力願えないものでしょうか。

員関係の方々にも訪れているよ  
うです。この頃、人事異動サイ  
クルが短くなつた、とも言われ  
ておるようですが。(鈴木記)

## 表紙解説

## 『角兵衛地蔵尊祭』

(月潟祭)

○期日 6月24・25日  
○公開 午後3時から

○会場 月潟白山神社境内  
(月潟村公民館提供)

発行所 新潟県公民館連合会

〒951-8053

[新潟市川端町2-9・県林業会館内]

【TEL・FAX (025)224-6073】

発行人 会長 今井昭友

編集人 事務局長 鈴木友夫

【定価1部150円 共・年額1,800円】